

琉球大学学術リポジトリ

「基本的人道基準(Fundamental standards of humanity)」作成の試みについて：
国際人道法適用の観点から

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 一彦, Higuchi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1686

「基本的人道基準(Fundamental standards of humanity)」作成の試みについて
— 国際人道法適用の観点から —

樋口一彦

目次

はじめに

I 国際人道法の性質

1 国際人権法と国際人道法

2 内戦に適用される国際人道法

II 「Turku宣言」をめぐる議論

1 国際人道法適用の敷居

2 “Non-State Actors”への拘束力

おわりに

はじめに

人々の自由、身体そして生存そのものにとつてきわめて危機的な事態として—疫病や天災を別にして—国家間の戦争、国内の内戦・騒擾・緊急事態をあげることができよう。このような人々の苦しみを生み出す事態に対して国際法はどのような対処制度を有してきたか。まず国家間の戦争については、その戦闘行為に関して戦争目的に照らして不必要な破壊・殺戮を禁止し、さらには戦争（武力の行使）に訴えることができる場合を限定することにより、戦争により不可避免的に生み出される人間の苦しみを減少させようとした。また、国内の内戦についても国家間の戦争に適用されるルール又はその基本原則を適用しようとする試みがなされ、そしてまた、たとえ戦争や内戦・騒擾・緊急事態においても基本的な人権は停止させることができないことを明確にすることにより、あらゆる人権の停止という最悪の事態を回避させようとしてきた。このような国際法の制度が、その実効面において多くの課題を残したままであることは言うまでもない。この点に関しては別に検討を要するだろう。本稿では、国際法上の制度として、国家間の国際戦争に関しては古くから戦時国際法の名の下に戦闘行為を制限する多くの規則が形成され、また、特に第二次大戦後には国際人権法の名の下に人の自由、身体の保護、差別の禁止などを規定する国際法（条約そしてさらには慣習法）が作られてきているが、しかし、国内の武力紛争に至らない緊張・騒擾の事態においては国際法上の制度的な人の保護がきわめて不当に低くなっているのではないか、との疑問について検討しようとするものである。

この疑問をいち早く提示したのが Meunier である。すなわち「たとえ人権遵守義務を回避しようとする傾向にある国でなくても、人権の逸脱（デロゲーション）を正当化する公の緊急事態が発生しており、しかし武力紛争には至つ

ていないので共通第三条の適用は必要とされない、ともつともらしく主張しうる。通常適用される人権からの逸脱と人道法の非適用との複合的效果により、国内的紛争に巻き込まれた諸国の住民に対して基本的な保護が否定される結果となる。……要するに、法的不確実性が存在していること、あるいはおそらく法的欠落すら存在していることを認識しなければならない。」^①と述べ、国内的な闘争・暴力の事態に最小限適用されなければならない人権文書の必要性を主張する。^②つまり、国内的にも国際的にも武力紛争に至らない国内的緊張・騒擾の事態には、国際人道法は適用されず、他方、このような事態においては人権諸条約のデロゲーション条項により多くの人権が停止される可能性があるために、人権上の保護がきわめて薄くなつてしまつており、このような状況を改善するためには、このような武力紛争に至らない国内的緊張・騒擾の事態に適用される最小限の人権を規定する文書が必要である、というのである。

Meron は、この考えを具体化するために、一九八八年にこのための文書を私案として提案する。^③さらには一九九〇年には他の専門家たちと共に「最小限の人道基準宣言」を作成するに至る。^④その後一九九四年に国連人権委員会差別防止及び少数者保護小委員会は、特にボスニア・ヘルツェゴビナおよびルワンダでの大規模な人権・人道法違反に衝撃を受け、この Meron 等の「最小限の人道基準宣言」に注目し、この「宣言」を人権委員会に送付して、その検討を勧告した。^⑤国連人権委員会は、国際法や国連憲章に一致する仕方での国内的暴力・騒擾・緊張の事態や公の緊急事態に適用される諸原則に取り組み必要性を認識し、そして事務総長に対してこの問題に関する報告書の提出を求めた。^⑥事務総長は、この「宣言」についての各国各機関のコメントを取りまとめた後、この問題に関して詳しく分析する報告書を作成してきている。^⑦なお、この九八年報告書の中でいくつかの理由から「最小限の人道基準」という用語よりも「基本的人道基準」という用語のほうが望ましいとされ、^⑧国連人権委員会の九九年の決議からはこ

の「基本的人道基準」という表現が決議の表題として用いられている。^⑩

この Meron 等の提案するような「最小限の人道基準」あるいは「基本的人道基準」を文書化する試みは、はたして、今日の事態を改善することに役立つものか。そこに含まれる理論的な問題はなにか。この「最小限の人道基準」あるいは「基本的人道基準」は、人権法なのか人道法なのか、それともそのような区別は無意味なのか。本稿では、この Meron の提言と、それに続く国連内部での検討を受けて、特に国際人道法の観点から、この「宣言」作成の試みを批判的に分析することとしたい。

- (1) Theodor Meron, "On the Inadequate Reach of Humanitarian and Human Rights Law and the Need for a New Instrument", *American Journal of International Law* Vol. 77 (1983) p. 603.
- (2) *Ibid.*, p. 604.
- (3) Theodor Meron, "Draft Model Declaration on Internal Strife", *International Review of the Red Cross* No. 262 (1988) pp. 66-76. この一九八八年の Meron 提案について、山下恭弘「国内的な騷擾・緊張の事態と国際人道法」、『早稲田大学大学院 法研論集』第五八号参照。
- (4) *American Journal of International Law* Vol. 85 (1991) pp. 375-381. (和訳として、糟谷英之「最低限度の人道的基準に関する宣言」案)、『八代学院大学紀要』第四一七頁(一七六頁)なお、一九九四年に若干の修正がなされている (*American Journal of International Law* Vol. 89 (1995) pp. 215-223.)
- (5) E/CN.4/SUB.2/RES/1994/26

- (9) E/CN.4/RES/1995/29
- (7) E/CN.4/1996/80 and Add.1 ~ 3.
- (8) E/CN.4/1998/87, E/CN.4/1999/92, E/CN.4/2000/94
- (6) E/CN.4/1998/87 para.5.
- (10) E/CN.4/RES/1999/65, E/CN.4/RES/2000/69

I 国際人道法の性質

1 国際人権法と国際人道法

国際人権法は、「個人および個人の団体が国際的に保障された権利を政府によって侵害されないよう、これらの人々を保護すること、ならびに、この人たちに保障されたこれらの権利を促進することに関する法」¹⁾であると定義される。そしてまた、個人の保護に関して国際法上古くから存在する外交的保護の制度が「基本的には、外国人を保護すべき領域国の義務の違反とその場合に自国民を保護する本国の権利、という国家对国家の問題としてとらえられる」²⁾のに対して、「現在の国際人権保障は、国家間相互の権利義務関係の間接的な効果としてではなく、人間としての個人の人権を直接に承認したうえで、条約締約国にその保護義務を課すものである」³⁾と説明される。このように、国際人権法は、国家が個人の権利を尊重することを、他の国に対して約束する、という性格を持っているの

であり、国家間の相互の利益を守りあうという他の国際法の分野とは、大きな違いが存在する。³⁾

これに対して、国際人道法は、不必要な破壊・殺戮を禁止することにより、交戦当事国が互いの利益を守りあう、という性質を基本的に有する。国際人道法分野の条約は、交戦国両国が締約国である場合に適用されるもので、一方的・片務的に拘束されるものではない。⁵⁾そして、一九四九年ジュネーブ諸条約においても、その被保護者となるものは、敵国に属する者である。⁶⁾国際人道法は、交戦国間において互いに相手国に属する人や物の不必要な破壊・殺傷を禁止する法なのであり、抽象的に人や物を一般的に保護しようとするものではない。国際人権法と国際人道法との基本的な相違点は、その適用される状況(平和時であるか武力紛争時であるか)にあるというよりは、人一般の保護を目的にするのかそれとも敵国の利益の尊重を目的とするのかに存する。もともと、国際人道法の著しい違反は、もはや単に交戦相手国のみに関心事ではなく、第三国を含む国際社会の関心事となつてきている。一九四九年ジュネーブ諸条約及び一九七七年追加議定書の重大な違反行為に対する普遍的管轄権⁷⁾や、旧ユーゴ・ルワンダ国際刑事裁判所規程及び一九九八年採択の国際刑事裁判所規程における国際人道法の著しい違反に対する管轄権規定⁸⁾などはこのことを示している。しかしこの旧ユーゴ・ルワンダ国際刑事裁判所の判例においても国際人道法が「敵」と「味方」の關係において適用されるものと考えられているのである。^{9) 10)}つまり、国際人道法においては、人や財産の保護という人権における保護と同様の側面が一方においてありながら、他方においてその保護は抽象的に人一般の保護ではなく、あくまで「敵」と「味方」の關係において敵国に対して適用される性質のものなのである。前者の側面において戦時復仇の制限や戦争犯罪に対する普遍的裁判管轄権の設定などが導入されてきているが、しかしそれでも国際人道法が交戦国間の法であるという性質は変わらない。戦時復仇の制度は、国際人道法の交戦国間の相互主義的な適用の側面を端的に示すものであるが、一九四九年ジュネーブ諸条約及び一九七七年第一追加議定書

においてきわめて制限されてきている。しかしこのことは国際人道法の交戦国間の適用という性格の消滅を示すものではない。戦時復仇の有効性に対する疑問と、そして何より、最初の違反行為に責任のない無辜の者が犠牲となることの不合理性の認識に基づいて、この戦時復仇に替えて違反行為の行為者個人に対する刑事的処罰と交戦国としての賠償制度を重視すべきであると理解されるようになってきたのである。この交戦国としての賠償制度については一九七七年第一追加議定書第九条で再確認されているが、赤十字国際委員会の注釈書では、この「賠償を受け取る資格を有するものは、通常、紛争当事国あるいはその国民である。もつとも、例外的な場合、中立法規の違反あるいは紛争当事国領域内における中立国民に対する違法行為の場合には、その資格を有するものが中立国であることもありうる。」^①と説明されており、国際人道法が基本的には交戦国間の法規であるという性格が示されているのである。

(1) T・バーゲンソル 著、小寺初世子 訳『国際人権法入門』（東信堂、一九九五年）一頁

(2) 杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映 著『現代国際法講義（第2版）』（有斐閣、平成七年）二二六頁

(3) 同書同頁

(4) 「国際人権法の第二の特徴として、国家の義務の客観的性格を挙げることができる。伝統的な国際条約でも、通商航海条約にみられるように当事国相互間で相手方国民の権利の保障を約束することはあるが、その約束は両当事国間において「相互主義的」(reciprocal)な反対給付を約束したものである。これに対して国際人権法における国家の義務は客観的な性格を有する。」(北村泰三「国際人権法の法的性格について」『現代国際社会と人権の諸相 宮崎繁樹先生古稀記念』(成

文堂、平成八年）一四頁）

(5) たとえば、一九四九年ジュネーブ諸条約共通第二条、及び一九七七年第一追加議定書第九六条2項。なお、これらの条約規定では、非締約国たる紛争当事国が当該条約を「受諾し、且つ、適用するときは」、締約国たる紛争当事国との間に条約の拘束力が生じることとされているが、しかし、条約上の義務が「相互の関係において」適用されることには変わりがない。

(6) 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法の適用条件―武力紛争の存在及び武力紛争と当該行為との関連性をめぐって―」『琉大法学』第六四号三六〇―四一頁参照。

(7) 一九四九年ジュネーブ第一条約第四九条、第二条約第五〇条、第三条約第一二九条、第四条約第一四六条及び一九七七年第一追加議定書第八五条

(8) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第二条、第三条、ルワンダ国際刑事裁判所規程第四条、国際刑事裁判所規程第五条、第八条
(9) 樋口一彦、前掲論文、注(5)

(10) 国際刑事裁判所の準備委員会においても戦争犯罪の成立について、その犠牲者が敵当事者に属していることを、その犯罪行為者が認識している必要がある」と考えられている。(Knut Dörmann, "Preparatory Commission for the International Criminal Court: The Elements of War Crimes", *International Review of the Red Cross*, Vol. 82, No. 839 (September 2000) p. 784.)

(11) ICRC, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (1987) p. 1056, para. 3656.

2 内戦に適用される国際人道法

「内戦に適用される国際人道法」は、基本的にどのような性質を持つものと理解されなければならないか。この点に関して、原理的に二通りのアプローチが存在する。国際紛争に適用される伝統的な国際人道法のアプローチと、そして、国際人権法のアプローチである。前者は、政府及び反徒の団体をそれぞれ交戦資格を持つ平等な交戦者と位置付け、その両者の間の「敵」と「味方」の関係において、互いの利益のために適用されるルールととらえる。後者のアプローチは、反徒の団体を政府と対等な当事者とは認めず、政府が自国の秩序維持のための行動をとる際に、過剰な措置とはならないよう確保し、また、国内法の違反者である反徒の構成員について刑事手続き上の人権保護を規定するものである。

前者のアプローチは、典型的には交戦団体承認制度においてとられるものであるが、実際にはこの交戦団体承認制度はほとんど用いられてこなかった。¹⁾ 他方、一九四九年ジュネーブ諸条約共通第三条及び一九七七年第二追加議定書については、筆者は基本的にこの後者のアプローチをとるものと考えているが、諸学説においては反徒を条約の当事者として位置付けようとするものが多い。²⁾ 内戦の生じている当該国内において反徒が交戦資格を法的に認められることはほとんどないと思われる、その場合に反徒に条約の当事者の性質をどのように認めるのかについては、諸学説では明らかにされない。しかし、第三国の国内裁判所や国際裁判所においては反徒の交戦資格を黙示的に前提とする方向性も考えられる。³⁾ この場合には基本的に前者のアプローチに近いものとなる。

(一) 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法の適用条件——武力紛争の存在及び武力紛争と当該行為との関連性をめぐって——」

『琉大法学』第六四号二～五頁参照。

(2) この点について、樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」『関西大学大学院 法学ジャーナル』第五〇号参照。

(3) 樋口一彦、前掲、注(1)、三八頁。

II 「Turku 宣言」をめぐる議論

一九九〇年二月二日にフィンランドの Åbo Akademi University Institute for Human Rights に集った専門家たちが作成した「最小限の人道基準の宣言」が、今日、「Turku 宣言」として知られている。¹⁾ この「Turku 宣言」は一九九四年の会合で若干修正されているが、この宣言の意義を作成者たちは要旨次のように説明する。今日多くの人權法・人道法の条約規定が存在しているが、国内的な暴力、緊張、騒擾などの事態においては人の保護が十分になされていない。その理由として、①国際人道法の適用には武力紛争の存在が前提となっており、武力紛争に至らない事態には適用されない。②当該国家が関連の条約に入っていない場合には、その条約は適用されない。③人權条約のなかに含まれるデロゲーション条項が援用されうる。④行為主体が政府ではなくその他の団体である場合に、その団体に対する拘束性が不明確であること、などがあげられる。²⁾ これらの問題点を克服するために、この「Turku 宣言」においては、適用の敷居が存在せず、すべての個人、団体・当局に対して義務として適用されるものであり、さらに、この宣言においては「デロゲーション条項が存在しない。そしてこの宣言の性格としては、一般的に認められ

た規範的基準の声明 (a statement of accepted normative standards) として考えられている¹⁾。

以上のような「Tinku 宣言」提案者の問題提起、そしてこのような宣言の意義は、いかなる評価を受けるべきか。まず、本稿は国際人道法からの検討を行なうものであり、③のデロゲーション条項についての問題は、ここではより深い考察の対象とはしない。ただ、各人権条約において規定されるデロゲーション条項の適否については、当該条約規定自体の問題として、その改正をも含めた議論としてなされるべきではないか。もしある人権の緊急事態における適用の停止が止むを得ないものであるならば、このような宣言によってその停止された人権の回復がなぜ可能であるのか。単に必要性のみを強調する議論はあまりにも表面的すぎるように思われる。「たとえ緊急事態が人権保護に重大な問題を生じさせていることに疑いがないとしても、その問題が国家の人権義務からのデロゲーションの可能性から主として生じている、ということとは明らかではない。国内的暴力の事態に最も多く生じる人権侵害が、どの程度、国際条約に定められたデロゲーション条項の適切かつ真面目な適用に帰せられうるものかを、さらに検討する必要がある。」²⁾「実際には諸国は自由権規約第四条に定められるデロゲーションの通知手続きに従わずに、事実上自由権規約に定められる諸権利からデロゲートしている。」³⁾等の指摘は重要である。次に、②の当該国の関連条約への参加という問題は、確かに実際上の問題ではあるものの、条約という法源の性質に必然的に付随するものであり、慣習法化を論じるのでなければあまり理論的な問題は存在しない。そこで、以下では国際人道法の観点からの分析に限定したい。すなわち、①の国際人道法の適用における武力紛争の存在の問題、及び、④の政府以外の行為主体に対する拘束性の問題について議論したい。

- (1) Turku ヲ Åbo 邦國ニ歸せり、Turku ナンノニシテ語シ、Åbo ガスウヘーデン語ノ名稱也。 (E/CN.4/2000/145, Appendix 2, Martin Scheinin, *Background Paper*, p.20.)
- (2) Asbjørn Eide, Allan Rosas and Theodor Meron, "Combating Lawlessness in Gray Zone Conflicts through Minimum Humanitarian Standards" *American Journal of International Law* Vol.89 (1995) pp.215-223.
- (3) *Ibid.*, pp.215-218.
- (4) *Ibid.* 同ノ趣旨ノ説明ヲシテ、Theodor Meron, "The Humanization of Humanitarian Law", *American Journal of International Law* Vol.94 No.2 (2000) pp.273-275.
- (5) E/CN.4/1998/87, p.14., para.58.
- (6) E/CN.4/2000/145, Annex, *Report of the Expert Meeting on Fundamental Standards of Humanity*, p.10., para.29., Appendix 1, *Workshop Reports*, p.13.

1 国際人道法適用の敷居

国際人道法は、武力紛争において適用されるものと考えられ、その存在が国際人道法の適用の前提であり、したがって、この武力紛争の存在という要件が国際人道法適用の敷居をなしている。国際的武力紛争に適用される国際人道法においてはこのことは十分合理的に説明できる。¹⁾しかし、反徒の交戦資格を前提としない、内戦に適用される国際人道法に関しては、本来武力紛争の存在を必要とするものではないにもかかわらず、その存在を必要とする

ものとして理解されてきた。²⁾ 筆者は別稿において、「共通第三条及び第二追加議定書は、締約国の公式のかつ事前の約束として、たとえ武力紛争が生じたときにおいても守られるべき行動のルールとして作成されたものである。これらの条約における『武力紛争の存在』という適用条件は、本来必要なものではなく、締約国政府の行動において遵守されるべき規範としてはいついかなる場合でも適用されるべきものであり、またそれは実際的にも十分可能なのである。むしろ『武力紛争の存在』を前提としないことよって当該国政府による公式の適用を引き出しやすいと思われる。他方、実際に交戦団体承認を受けることができるような反徒の団体が存在しており、当該国内において事実上国際紛争と同様の武力紛争が存在している場合においては、両者の合法的な戦闘行為を前提としながら必要な破壊・殺戮を禁止する規範が必要になってくる。当該政府が交戦団体承認を行なわなくても、事実上必要とされ、また、実際にも適用されうるのである。特に国際裁判所や第三国国内裁判所が個人の刑事的処罰という形で適用する場合、黙示的にこのことを前提としていふと考えられるのである。」と述べた。³⁾

この提案されている「Turku宣言」においては、反徒の団体の法的な位置付けは明確ではない。第一七条（これらの基準の遵守は、国内的暴力、民族的、宗教的及び国民的紛争、騷擾、緊張あるいは公の緊急事態の状況下にあるいかなる当局、集団あるいは人の法的地位にも影響を及ぼさない。）⁴⁾ からすれば、反徒の交戦資格を前提としないことが間接的に示されている、とも読める。もしこの「Turku宣言」が、反徒の交戦資格を前提とせず、そして政府に対してのみ義務を課する趣旨の文書であるならば、「武力紛争の存在」という適用条件が必要とされないことについて問題はないであろう。しかし、このことはこの宣言の他の部分からは必ずしも明らかではない。すなわち、第二条で「これらの基準は、その法的地位に関係なくまたいかなる不利な差別もなしに、すべての人、集団及び当局によって尊重されなければならない、それらに対して適用されなければならない。」⁵⁾とされ、そして第五条では

「1、暴力行為に参加していない者に対する攻撃は、あらゆる状況において禁止される。2、武力の行使が避けられない場合には、その行使は、常に、その攻撃行為〔若しくはその状況〕の重大性、又は達成されるべき目的に比例していなければならない。3、国際的武力紛争において禁止されている兵器あるいはその他の物質又は方法は、いかなる状況においても、用いてはならない。」と規定される。この第五条では、この規定に反しない形で武力行使は認められるものと解されるが、この規定は政府にのみ適用されるであろうかそれとも個人や反徒にも適用されるであろうか。この点は、次節での検討を必要とする。

(1) 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法の適用条件―武力紛争の存在及び武力紛争と当該行為との関連性をめぐって―」

『琉大法学』第六四号三―四頁

(2) 樋口一彦、同論文参照

(3) 樋口一彦、同論文、四二―四三頁

(4) *American Journal of International Law* Vol.85 (1991) p.381., Vol.89 (1995) p.223. (なお、「」の中は「一九九四年の修正で追加された部分である。」)

(5) *Ibid.*, Vol.85 (1991) p.378., Vol.89 (1995) p.220.

(6) *Ibid.*, Vol.85 (1991) p.379., Vol.89 (1995) pp.220-221. (なお、「」の中は「一九九四年の修正で追加された部分である。」)

2 “Non-State Actors”への拘束力

国際人権法は、国家が個人の権利を尊重することを、他の国に対して約束する、という性質を持つ。基本的に国家が国際法上の義務を負うのであって、個人あるいは個人の集団が国家と対等な義務を負うものではない。「これらの（国家以外の武装）集団は、厳密に言えば、国家によって採択される文書であって国家によってのみ公式に批准・加入されうる国際人権条約の規定を、法的に遵守する義務はない。」¹⁾他方、国際人道法は、国家（交戦当事国）が相互に対等な義務を負う、という性質を有する。²⁾内戦においては、反徒の交戦資格を前提として伝統的な国際人道法の枠組みのなかで、政府と反徒が対等平等に国際人道法上の権利義務を有するアプローチと、政府側のみを国際法上の義務主体として位置付ける国際人権法アプローチが存在する。³⁾このように、国家を代表する政府とそして交戦資格を持つ反徒が国際人道法上の権利義務の主体と認められる。このような条約上及び（又は）国際慣習法上の全般的な権利義務の主体性とは別に、個人が国際法上直接に義務を課されることがある。狭義の国際犯罪とされる、戦争犯罪、ジェノサイド罪、人道に対する罪そして侵略の罪に対しては、国内法を介在させずに直接国際法上の犯罪として国内裁判所又は国際裁判所において罪をとわれうる。

それでは、この「Tutku宣言」のなかの規範の拘束性は、どのようなものと理解されるであろうか。まず第二条において「これらの基準は、その法的地位に関係なくまたいかなる不利な差別もなしに、すべての人、集団及び当局によって尊重されなければならない」とし、それらに対して適用されなければならない。⁴⁾とし、そして第一九条では「すべての人、集団及び当局は、本基準の遵守に責任を有する。ジェノサイド及び人道に対する罪を含む、国際人道法の著しい違反に対しては、個人的責任が存在する。諸国は、そのような犯罪が国内裁判所あるいは国際裁判所におい

て訴追されることを確保しなければならない。」と規定される。「ジェノサイド及び人道に対する罪を含む、国際人道法の著しい違反に対しては、個人的責任が存在する」という点に關しては、今日の国際法において確立した原則であると考えてよいであろう。しかし、この「*Genocide Declaration*」のなかの規範がすべてこれらに含まれるかどうかは疑問である。この宣言のなかで禁止される行為はジェノサイド罪や人道に対する罪の定義に合致するものではなく、(狭義の)国際人道法の著しい違反についても、国際人道法の適用条件に合致するかぎりでのみ成立するものである。しかし、国際人道法違反ではなくても、この宣言の第三条 2 項で禁止されているような殺人、拷問、強姦などは国内刑法の違反として国家が個人的刑事責任を追求しうる。また、国家(を代表する政府)は、国際法主体として、条約及び国際慣習法に基づき、基本的な人権の尊重、人道法規範の尊重の義務を負う。しかし、個人とは別の「集団」、政府以外の「当局」(内戦の反徒など)は、団体としての国際法上の義務を負うのであろうか。この「*Tutsi Declaration*」は、このような義務を課そうとする趣旨なのだろうか。この宣言においては、諸政府への受け入れられ易さの考慮からか、内戦の反徒の地位を明確に認めようとはしていない。その一方で、内戦の反徒を含むすべての団体・集団に、この宣言の義務を履行する国際法上の主体として位置付けようとしているとも解しうる。これが法的な意味を伴わない政治的・道義的なものであるならばともかく、「その宣言は容易に適用されうる、国際的に受け入れられた、一連の普遍的基準となる。」^⑥ことが意図されており、法的文書として作成されていることは明らかである。確かに反徒の地位という困難な問題を回避しつつ、犠牲者保護の成果をあげたい、という作成者たちの苦心は十分理解できるが、そのために法的な裏付けを蔑ろにすることはあってはならない。

- (1) E/CN.4/1998/87.p.15,para.59.
- (2) 本稿第一節1参照
- (3) 本稿第一節2参照
- (4) *American Journal of International Law* Vol.85 (1991) p.378., Vol.89 (1995) p.220.
- (5) *Ibid.*, Vol.89 (1995) p.223. なお、この第一九条は一九九四年の修正で追加された部分である。
- (6) *Ibid.*,p.217.

おわりに

本稿においては、「Turku宣言」を取り上げ、その提案者の問題提起を受けて、国内的暴力・緊張状態における人の保護という問題を国際人道法の観点から検討してきた。現在の世界各地で生じている大規模な人権侵害、残虐行為を目的のあたりにして、その最低限の人の保護を確保しようとする提案者たちの真摯な提言は、傾聴に値するものではあるが、しかし、その法的・理論的な裏付けは十分なものであるとは思われない。人権法と人道法の性質の違い、及び内戦の反徒の法的な位置付けという難問を避けては、法的提言として説得力に欠けるのみならず、実際にも有用な文書とはならないであろう。

内戦や国内的暴力・緊張状態において過剰な暴力・残虐行為を防ぐ国際法制度としては、まず、当該政府の行動を制約する人権法的アプローチが必要である。この点から、本稿では検討の対象とはしなかったが、人権諸条約に

おけるデロゲーション条項の適否、あるいはその適正な実施の方法を検討する必要がある。次に、国内的な暴動・緊張の状態ではなく、組織的な反徒の団体が存在し、政府との間の「内戦」状態になれば、政府と反徒の両者が対等平等な交戦者として両者を拘束する国際人道法のアプローチが必然的に必要となってくる。ただしこの場合、政府が反徒を交戦団体として正式に承認することは期待できないので、事実上かつ事後的なものとならざるをえない^①。他方、国際裁判所や第三国内裁判所がその国際人道法違反に関して刑事裁判権を行使する場合には、たとえ黙示的にせよ、反徒の交戦資格を前提とすることが期待できる^②。このように今後の方向性としては、国際人権法と国際人道法のそれぞれの側面からのより有効な発展が必要であり、そして反徒の法的な地位を認める制度と認めない制度をうまく組み合わせていくことであろう。

(1) この点について、樋口一彦「内戦に適用される国際人道法―その拡大の可能性―」『琉大法学』第五五号参照。

(2) 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法の適用条件―武力紛争の存在及び武力紛争と当該行為との関連性をめぐって―」

『琉大法学』第六四号参照。

(二〇〇一年一〇月一四日)